-[[75]]-

氏 名(本 籍) **山 本 哲** 三(神奈川県)

学 位 の 種 類 経 済 学 博 士

学位記番号博乙第128号

学位授与年月日 昭和58年3月25日

学位授与の要件 学位規則第5条第2項該当

審 查 研 究 科 社会科学研究科

学 位 論 文 題 目 『資本論』と国家

主 査 筑波大学教授 経済学博士 降 旗 節 雄

副 査 筑波大学教授 三 潴 信 邦

副 查 筑波大学教授 経済学博士 小 林 彌 六

論 文 の 要 旨

本論文の目的は、K.マルクスの『資本論』体係に対する「国家」概念の関連を明らかにするところにあり、この目的のために筆者は、理論的、実証的に経済学の体系と国家概念との関連を考察し、独自の結論を導いている。

第一章では、資本主義と法治国家との関係、第二章では、労働日と階級闘争との関連が究明され、 第三章ではマルクスの土地国有化論が批判され、補論では、第二章の考察を補足するという視点か ら工場法と国家との関係が考察されている。各章の内容は次のようである。

第一章では、経済学範疇の展開から直接「国家」概念を導こうとする従来のマルクス主義経済学における方法を批判し、資本主義の経済的自立性に対応する経済学体系の成立に対応して、レヒトとしての近代法が体系的に展開されうることが論証される。そして資本主義化がRule of Lawを必然化するという点から、近代資本主義国家が法治国家たらざるをえないゆえんを明らかにする。

第二章では,『資本論』の労働日規定を批判的に検討する。まず労働日の決定を資本家と労働者の階級的力関係に帰する『資本論』の規定は,労働力商品概念に対する不明確な把握に由来することを明らかにし,労働日を生産過程,蓄積過程,景気循環過程で体系的に考察することによって,資本の運動過程自体が労働日を決定することを論証する。その結果,階級闘争や国家(=工場法)は,外的契機として原理論から排除されねばならぬことが結論づけられる。

第三章では、マルクスの土地国有化論が地代論の方法と背反することが明らかにされ、その論拠が「否定の否定」の論理にあることが示される。資本主義社会における資本の論理は、土地私有を

必然化するのであって、この土地国有化論に、マルクス国家論の欠陥が集中的に露呈しているのであり、マルクスの土地所有へのイデオロギー的反発が、科学的国家概念の成立をさまたげたとみるべきであるとされる。

補論では、まず工場法成立の必然的根拠が、急速な工業化に伴う社会問題の発生にあったことが明らかにされ、ついで十九世紀中葉の一〇時間運動の分析から当時の労働運動の守旧性、受動性、間接性が指摘され、この労働運動が立法の本質的契機であったことが証明される。工場法の政策主体は、ベンサム主義とトーリー・デモクラットとの「奇妙な結合」であり、工場法の本質は資本の編成からとりこぼされた周辺的労働者の組織化にあったのであり、工場法は労働政策というより、社会政策として把握されるべきであるとするのが筆者の結論である。

審査の要旨

マルクス主義理論体系の中で、国家論をいかに位置づけるかは、永年の懸案問題であった。マルクスは経済学批判体系プランで、資本、賃労働、土地所有などとならんで国家をおいたが、それ以上の具体的な展開は与えなかった。エンゲルスやレーニンの著作においても、この国家規定の科学的位置づけは必ずしも明確ではない。

本論文は、工場法、労働日、土地の国家所有論などのテーマを対象として、歴史的・理論的考察をあたえることによって、経済学および社会科学一般に対する国家論の位置と意義とを確立しようとしたものである。

本論文では、経済学体系に対する国家概念の位置づけに始まって、経済学の内部における労働力や労働日規定の取扱いをとおして、工場法制定の歴史的意義の確定という社会政策学の領域に至るまでの広い対象領域を扱いながら、詳細な考察によって、きわめて明快な結論が導きだされている。結論はすでに宇野弘蔵博士によってほぼ確認された、段階論の対象としての国家論の把握という方法と重なると思われるが、その分析方法は手堅く、論証は綿密であり、広範な関連領域に対する配慮も周到であって、筆者の分析能力を充分評価することができる。そしてまた本研究の成果は、社会科学の方法と編成に対して、貢献するところきわめて大きいと思われる。

よって、著者は経済学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。